

一般社団法人日本応用地質学会 研究企画委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）研究企画委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条三の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第87条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 新規の学会研究活動に関する事項
- 二 学会の啓発活動に関する事項
- 三 特定の研究目的または受託研究のために設立された研究小委員会に関する事項
- 四 その他、学術及び技術の研究に関する事項

第2章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

②委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。

③委員会の委員長は、規則第70条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

④委員は、研究小委員会を代表する者（ただし、委員長に限らない）、及びその他の者によって構成する。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

②副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は、委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第72条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

②委員は、規則第72条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

②委員会は原則として、2か月に1回程度開催する。

③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徵し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、規則第75条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状及び代理を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員のうち研究小委員会委員を兼任する委員は、規則第75条第④項により、その代理を出席させることができる。ただし、代理は委員会に出席できない委員が所属する研究小委員会委員でなければならない。代理は委員会における議決権を有する。

③前項により代理を出席させることができない委員は、規則第75条第②項によりあらかじめ委任状を委員長宛に提出する。

④議事は、規則第75条第⑤項により、議事は出席者（委任状及び代理を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。